

報告第19号 訴訟上の和解に関する専決処分の報告について

本件は、平成27年12月24日付で東京地方裁判所に提訴された水泳授業に係る損害賠償請求事件に関し、当該裁判所の和解勧告を受けて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成31年3月26日、訴訟上の和解について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものである。

1 和解に至る経緯

平成28年2月15日から平成30年6月18日まで、計23回の口頭弁論および弁論準備手続き、証人尋問を経て、平成30年8月13日に、裁判所から原告・被告双方に対して和解勧誘がなされた。その後、計8回の和解に向けた調整を経て、原告・被告双方が和解について合意することとし、平成31年3月27日に和解が成立した。

2 和解受諾の趣旨

- (1) 裁判所は、水泳授業と筋筋膜性疼痛症候群の発症との因果関係については明らかにしていないが、水泳授業が起因の一つである可能性も否定できず、また、水泳授業にあたり、指導上の配慮が欠けている面もあったのではないかと指摘していること。
- (2) 後遺症も含めた和解内容が示されており、長期化した訴訟の解決も図られること。
- (3) 「解決金」として示された金額は、度重なる審議の結果、裁判所の判断として正式に示されたものであること。